



### 3. 交通安全教育の現状と課題

#### 3.1 条例、アクション・プログラムによる交通安全推進

##### 3.1.1 「群馬県交通安全条例」の制定

群馬県では、高校生が関係する自転車事故が多いことや、自転車事故による損害賠償金額が高額化していることから、平成 26 年 12 月に「群馬県交通安全条例」を制定し、自転車の運転者、販売者及び県の責務を規定しています。

表 3.1 「群馬県交通安全条例」の概要

○施行年月日：	平成 26 年 12 月 22 日
○制定の趣旨：	県民の安心安全と幸せを願い、人命尊重の理念のもと、悲惨な交通事故を撲滅するために「交通安全県・群馬」の確立を目指し、群馬県交通安全条例を制定

##### 3.1.2 交通安全教育アクション・プログラム

「群馬県交通安全条例」に基づき、平成 27 年 12 月に「交通安全教育アクション・プログラム」を作成し、対象者ごとに教育目標や具体的な施策を定め、教育委員会、県警等関係機関で連携して、自転車を含む各種交通安全教育を実施しています。

表 3.2 「交通安全教育アクション・プログラム」の概要

○計画期間：	平成 27 年度～平成 32 年度
○計画の推進：	施策の効果や課題等を 1 年ごとに点検・評価し、その結果を次年度以降の取組に反映させて推進
○計画の位置づけ：	1. 群馬県交通安全条例及び群馬県の交通安全対策に関する決議に基づき、幅広い年齢層に応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を具体的に実施するための計画として策定 2. 国が定める交通安全基本計画、群馬県交通安全計画及び交通安全教育指針（平成 10 年国家公安委員会告示第 15 号）に沿って策定
○計画の達成目標：	計画の目的である「生涯を通じて車社会で生きていく力を養い、悲惨な交通事故を限りなくゼロに近づける」ため、「負傷者数等で見た各年齢層ごとの交通人身事故の状況」などを踏まえ、各年齢層ごとの目標を設定



表 3.3 「交通安全教育アクション・プログラム」の対象者別の目標整理表

	対象	目標	数値目標
1	未就学児 (幼稚園・保育園)	基本的な交通ルールと交通マナーを理解し、安全に自転車に乗車できるようにする 歩行者として安全に道路を通行できるようにする	—
2	小学生	基本的な交通ルールと交通マナーを理解し、安全に自転車に乗車できるようにする 安全に自転車を利用して道路を通行したり、歩行者として安全に道路を通行できるようにする	—
3	中学生	自転車で安全に道路を通行するために必要な技能と知識を十分に習得し、道路を通行する場合は思いやりをもって、他の人々の安全にも配慮できるようにする	平成 26 年を基準年とし、平成 32 年の件数を <b>20% 削減</b> ： 平成 26 年:347 件 ⇒平成 32 年: <b>277 件</b> (平成 30 年:249 件 基準年比 28% 減)
4	高校生	自転車の利用者及び二輪車の運転者として安全に道路を通行するために必要な技能と知識を習得する 交通社会の一員として責任をもって行動することができるような社会人を育成する	平成 26 年を基準年とし、平成 32 年の件数を <b>30% 削減</b> ： 平成 26 年: 689 件 ⇒平成 32 年: <b>482 件</b> (平成 30 年: 793 件 基準年比 15% 増)
5	大学生等、成人	特に、初心運転者や若者の運転者については、正しい運転の技能及び知識が定着しておらず、逸脱した運転方法が身に付いてしまうことがあるため、安全運転に必要な技能及び知識の定着を図るようにする	—
6	高齢者	加齢に伴う身体機能の変化等を踏まえ、歩行者として安全に道路を通行したり、自動車を安全に運転するるために必要な技能及び知識を習得できるようにする	—



交通安全子供自転車大会



出典：群馬県交通安全協会ホームページより

交通安全高齢者自転車大会



出典：群馬県交通安全協会ホームページより

自転車マナーアップ運動



出典：群馬県交通安全協会ホームページより

交通安全指導者養成講習会



出典：群馬県提供資料より

危険な状況を再現した自転車安全指導者研修会



出典：群馬県提供資料より

スタントマンによる交通安全教室



出典：群馬県提供資料より

図 3.1 交通安全教育実施時の様子

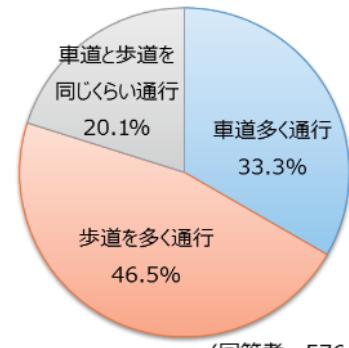


## コラム 県民の自転車通行の実態

平成 30 年に実施した、県民の自転車利用実態の把握のための WEB アンケート調査では、県民の約 47%が自転車で歩道を多く通行すると回答しています。また、歩道通行時には、県民の過半数以上が、「徐行する」、「車道寄りを通行する」等の自転車が遵守しなければならないルールを意識して行っています。

また、歩行者・自動車ドライバーの立場から見た自転車利用者のルール・マナーで問題と感じることについては、「携帯電話で通話・操作しながらの通行」や「ライトを点灯していない」等の多様な違反が指摘されています。

このため、県民の自転車通行時におけるルールの遵守向上に向けた交通安全教育の徹底が必要です。



(回答者：576人)  
図 3.2 歩道と車道の通行比率

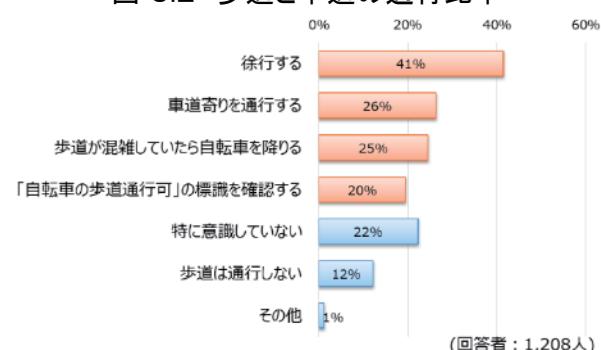


図 3.3 歩道を通行する際に、  
意識して行っていること

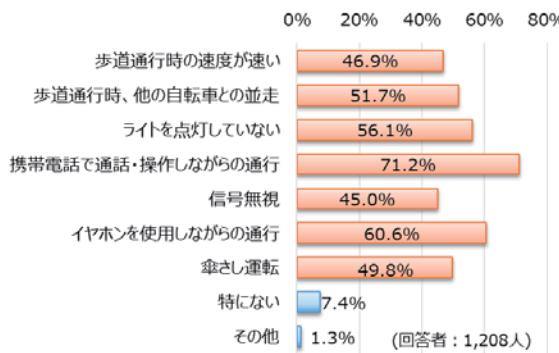


図 3.4 歩行者の立場からみた自転車利用者の  
ルール・マナーで問題と感じること(複数回答)

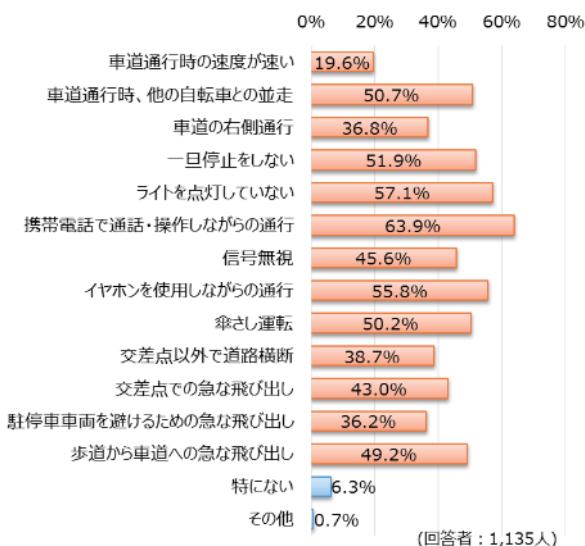


図 3.5 自動車運転者の立場から見た自転車利用  
者のルール・マナーで問題と感じること(複数回答)

### 【交通安全教育 まとめ】

- 「群馬県交通安全条例」、「交通アクション・プログラム」に基づき安全教育が実施されてきましたが、依然として中高生の交通事故は全国トップクラスであり、引き続き効果的な安全教育が必要です。